

## 令和5年第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日（金） 午後3時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 12名  
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 谷山次則 境 良一  
松下清史 鎌賀和夫 太田桂子 田代和弘 齋藤英次  
加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 鎌賀和夫 議長  
議事録署名委員 太田委員 加悦委員
6. 議 事
  - (1) 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第20号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告第6号 許可不要転用届について

事務局 委員皆様お揃いですので只今から令和5年第6回の総会を開催いたします。委員全員ご出席ですので、数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 6月は田植えを控えお忙しい中ご出席頂きまして有難うございます。先日30日から1日にかけて東京で開催されました全国農業委員会長大会に出席してきました。全国から約1,800名が参加されました。人農地プランの集積に関して重要事項の説明がなされました。また農業新聞の購読者が減少傾向にあり加入促進のお願いがありました。31日は、昨年度天皇賞表彰を受けている長野県上田市の棚田の研修が実施され

ました。棚田の維持管理には相当な手間暇を要しているとのことでした。また、国会議員との意見交換会がありました。大津、菊陽町では、TSMCの進出に伴い農地転用が増加し、飼料米等の栽培用地が不足する問題が発生しているとのことでありました。また、ある議員からは、新規就農時の助成金に係る問題が発生しているとのことでありました。本市においても農地賃貸借の契約時、より内容の精査が必要であると実感しました。今後も皆様方のご協力を宜しくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、太田委員さんと加悦委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。問題無いと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 補足説明の前に、議案書の差し替えと追加があります。  
1ページを机上にお配りしております資料1に差し替え、3ページのあとに資料2を追加してください。追加議案として提出される理由については後ほどご説明いたします。  
それでは、申請番号1番について説明いたします。地図は2ページです。申請地までの通作距離は約1.5kmで、農業年数は15年、農機具を所有

し、主たる作物は米、露地野菜、柿になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の宮本委員からご説明をお願いします。

宮本委員 申請番号2番については、5月23日に事務局と現地確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は3ページです。  
申請地は経営する会社の隣接地で、農業年数は5年、農機具を所有し、主たる作物は、ジャガイモ、きくらげになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に追加がありますので、申請番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は3-2ページです。  
申請地は経営する会社の隣接地で、農業年数は6年、農機具を所有し、主たる作物は、ブロッコリーになり、3条の要件は満たしているものと思われます。今回、次の総会ではなく、追加議案として提出される理由についてご説明します。

今回の譲受人は、平成 29 年度に国の新規就農者への支援事業である「農業次世代人材投資資金（経営開始型）」を活用し、親族の農地 3、340 m<sup>2</sup>を借りて営農を開始しました。当時、この支援事業の要綱上には交付要件の一つとして、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること」という記載があり、本来これに従って令和 5 年 1 月末までに所有権移転を行う必要がありました。しかし、現在においても、所有権移転手続きが行われていないことが分かり、早急に手続きを行う必要があるため、議案として追加させていただきました。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番については承認致します。以上、議案第 18 号について 3 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号 1 番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 1 番については、特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明いたします。地図は 6 ページです。申請人は、宇城市に居住する個人で、トリミングサロンを運営する計画をたてたところ、申請地はマメシバ犬舎に近く、公道に面していることから利便性が良いと考え、また、花園地域の経済発展と地域活性化に貢献したいという思いもあり、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

安田議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は7ページです。  
申請人は、古保里町のアパートに居住する個人です。現在の居宅が手狭になり、自己用住宅の建築を考えたところ、申請地は保育園や小学校に近く利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上農地の広がりがある区域内にあり、第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものは不許可の例外にあたり、許可は可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の田代委員から説明をお願いします。

田代委員 申請番号3番については、事務局と現地確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

- 事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は8ページです。  
申請人は、宇城市に居住する個人です。現在借家住まいで、マイホームを建築する計画をたてたところ、申請地は、実家に近く、周辺は住宅が立ち並んでいることから、住宅地として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上農地の広がりがある区域内にあり、第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものは不許可の例外にあたり、許可は可能です。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の太田委員から説明をお願いします。
- 太田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は9ページです。  
申請人は、熊本市中央区でペット販売事業等を営む法人です。今回、ドッグラン等も可能なペットのトレーニング・ブリーディング施設の運営を計画したところ、申請地は周囲に住宅地が少なく、適した広さの土地であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、駅からおおむね500m以内にある農地のため、第2種農地です。以上です。
- 鎌賀議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 鎌賀会長 異議なしということですので4番については承認致します。以上、議案第19号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次

に、議案第20号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の設定はありませんでした。④につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、現在の所有者、熊本県農業公社から耕作者が農地を買い入れるものです。次に13ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で3,633㎡となっています。次に14ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第6回総会時点での令和5年の累計は、基盤法による利用権の再設定が53,379㎡、農業公社による利用権の新規設定が36,681㎡、所有権の移転は11,311㎡です。以上です。

境議長

事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員

異議なし。

境議長

異議なしですので、議案第20号について承認します。次に報告第6号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、報告いたします。15ページをお開きください。地図は16・17ページです。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。熊本県が公共事業の用に供するための転用になります。農地面積は合計944㎡を転用するものです。農地法第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号において、「国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合」は農地法第4条及び5条の許可が不

要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第6号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれを持ちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上を持ちまして令和5年第6回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

議事録署名人 加悦 雅浩 印